

釜石市地域福祉計画（案）の概要

～ あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち ～

1. 計画の基本的事項

■計画策定の背景

少子高齢・人口減少により、高齢者や障がい者など支援が必要な人が年々増加するなかで、かつての伝統的な家庭や地域における相互扶助機能が弱体化し、個人の価値観や家族構成の多様化が進んだ結果、住民相互のつながりが希薄化し、地域力は弱体化しつつあります。

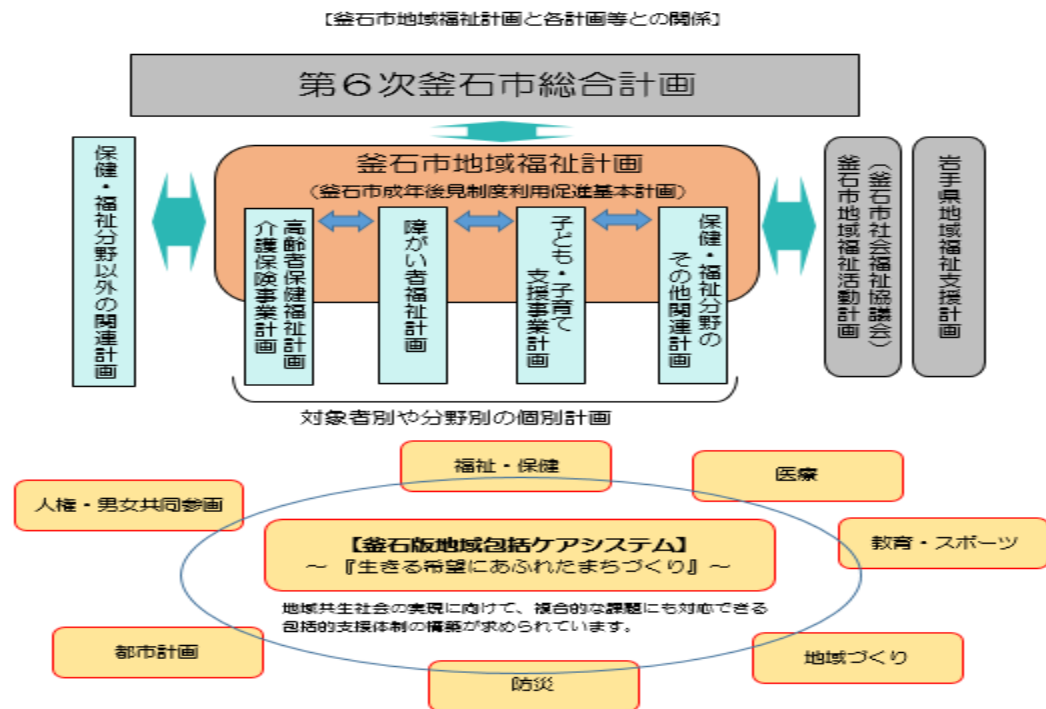
このため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす「地域共生社会」を実現することが喫緊の課題となっています。

平成29年6月に一部改正された社会福祉法では、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

■計画の位置づけ

○社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」

○「第6次釜石市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者別や分野別の個別計画の上位計画



■計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

■計画の推進

○市職員の意識や資質の向上

地域福祉に関わる課題や問題を共有し、地域福祉に関する意識や資質の向上を積極的に図ります。

○「我が事」意識の醸成

市民が地域や福祉を我が事として捉え、地域に関心や愛着を持ち、自分たちが暮らしたい地域の実現に向けて出来ることから取り組むことが求められます。

○庁内推進体制の整備

庁内連絡会を設置し、課題解決に向けて関係部署と連携を図ります。

○広域での連携強化

市単独では解決が困難な課題については、近隣市町や県、関係機関との連携を強化し解決を図ります。

2. 課題の整理

■各分野から出された課題

○民生・児童委員から提示された課題

- ・地域の担い手不足
- ・住民課題の複雑・多岐化
- ・関係者間の連携不足
- ・地域力の脆弱化
- ・高齢に伴う日常生活課題の増
- ・各種災害時の対応への不安

○福祉事業者から提示された課題

- ・福祉人材の確保と育成
- ・地域と事業所の深い関わり
- ・関係者間の連携不足

○市民アンケート調査から導き出した課題

- ・若い世代の暮らし向き、苦しい傾向に
- ・地域活動の衰退
- ・交流の希薄化
- ・一方通行の助け合い
- ・市民ボランティア不足

○地域住民から出された課題(ワークショップ・センター会議など)

- ・健康・介護への不安
- ・一人暮らしに対する不安
- ・高齢に伴う日常生活課題の増
- ・交流の希薄化
- ・地域活動の衰退
- ・担い手不足
- ・後継者不足
- ・各種災害時の対応への不安
- ・復興に伴うコミュニティ再編・再生
- ・施設のバリアフリー化

○専門職から見た課題

- ・相談窓口の周知
- ・相談体制の在り方
- ・住民課題の複雑・多岐化
- ・関係者間の連携不足
- ・多職種連携の推進
- ・福祉活動や人権等への意識、理解醸成
- ・権利擁護支援や成年後見制度等の利用促進
- ・予防的な関わりの重要性
- ・地域の担い手不足
- ・地域力の脆弱化
- ・インフォーマルによる生活支援

3. 基本目標

基本目標① 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

市民主体の地域福祉活動の現状・課題を踏まえつつ、その活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに、地域の多様な主体が連携・協働できる具体的な仕組みの構築・強化に取り組みます。

基本目標② 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

福祉分野をはじめ、様々な分野を通じて、市民一人ひとりが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで生涯にわたって積極的かつ継続的な福祉教育・学習を推進することで、地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりに取り組みます。

基本目標③ 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

市民の地域に関する理想と現状のギャップを埋め、被災者を含めた地域づくりを推進するために、地域への第一歩を後押しするための多様な交流の機会づくりを推進するとともに、地域における交流・つながりの醸成や地域活動の充実に向けて、地域での居場所づくり、活動の拠点づくりを促進します。

基本目標④ 地域や福祉の担い手づくり

地域や福祉の担い手づくりについて、地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換をめざし、現在活動している担い手やリーダー等の負担軽減を図りつつ、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

基本目標⑤ 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

一人ひとりの生活で生じる課題に対してきめ細かく対応し、適切な支援に結びつけていくためにも、地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化を目指します。また、支援を必要とする人が安心して福祉サービス・制度を利用できるよう、その質の確保・向上と情報提供の充実に取り組みます。

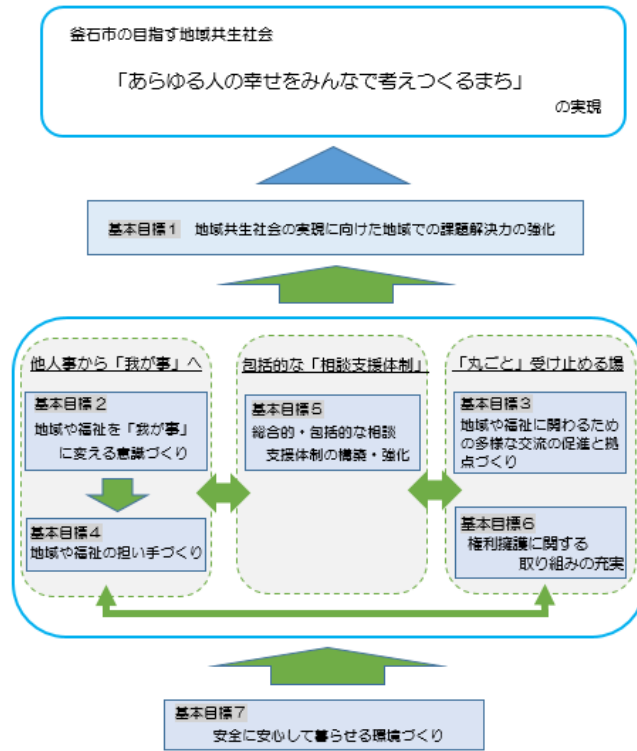
基本目標⑥ 権利擁護に関する取り組みの充実

すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも、権利擁護の支援に向けた取り組みの充実を図るとともに、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

基本目標⑦ 安全に安心して暮らせる環境づくり

引き続き、住みやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等に取り組むとともに、緊急時・災害時に対応できる支援体制づくりや、犯罪被害・消費者被害に向けた対策を進め、市民の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

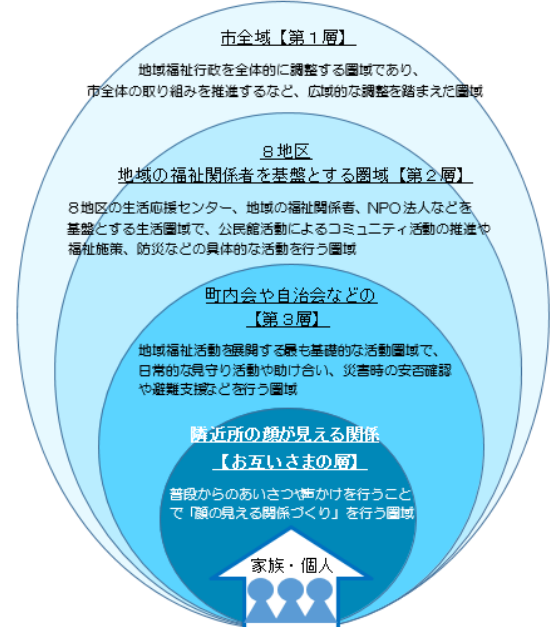
4. 基本的な考え方



5. 福祉圏域の考え方（4層による福祉圏域）

「福祉圏域」とは、地域福祉を推進するために必要な取組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。
 地域と言っても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なります。
 地域福祉を市民全体で進めていくためには、日常生活を送る上で、挨拶や顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携など広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって適切な圏域設定が必要になります。

【釜石市の「福祉圏域」のイメージ図】



6. 重点施策・基本施策・地域で支え合える仕組みづくり

■重点施策

(1) 地域の担い手づくり

現代のかつ複雑な課題に対して、地域のつながりが希薄化していくなかで、専門職やボランティアなど担い手が不足しています。限られた地域資源の中で、担い手となる人材を確保し、その育成を支援します。

(2) 地域で支え合えるコミュニティづくり

住民本位の福祉サービスが提供されていく中で、住民が主役となって地域福祉を進めることが重要となります。地域の様々な課題や地域の担い手不足を踏まえると地縁や家族に限らず、地域で支え合える仕組みをつくっていくことが、新しい地域福祉における重点的なテーマです。虚弱になってもその地域に住み続けるために、10年・20年先を見据えた地域で支え合えるコミュニティづくりを支援します。

■基本施策・地域で支え合える仕組みづくり

基本目標	基本施策	重点施策	主な役割・取り組み内容 ※本計画 P64 基本目標ごとの主な役割・取り組み内容から一部抜粋
【基本目標1】 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化	1) 市民主体の地域福祉活動の活性化 2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築	地域で支え合えるコミュニティづくり	[市民] 地域で行われている活動で、興味や関心のある活動があれば、気軽に参加します。 [地域] 地域で行われている福祉活動の現状や課題を把握・共有するとともにその解決策を検討し、活性化に向けた具体的な取組みを実施します。 [福祉関係者] 地域や福祉関係者の役割、できること・できないことなどについて、相互に理解を深め、連携や協働が図られるよう取り組みます。 [市・社協] 町内会や自治会などの円滑な運営を支援し、町内会や自治会相互の連携を強化します。
【基本目標2】 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり	1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進 2) 福祉教育・学習の推進		[市民] 障がいのある人・ない人、高齢者、子どもなど、多様な人との交流の場や機会に積極的に参加します。 [地域] 市民が、地域に関心や愛着が持てるような地域活動をはじめ、地域で多様な交流を図れる機会をつくり、効果的な情報提供や情報発信に取り組みます。 [福祉関係者] 市民が、地域に関心や愛着が持てるような地域活動をはじめ、地域で多様な交流を図れる機会をつくり、効果的な情報提供や情報発信に取り組みます。 [市・社協] 多くの市民が、地域に関心や愛着が持てるような事業の実施や広報活動を行います。
【基本目標3】 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進 2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進		[市民] 隣近所や地域での、あいさつや声かけを積極的に行います。 [地域] 地域住民が興味や関心を持ち参加したくなるような、気軽に参加できる取組みを検討し、地域への第一歩となる交流の機会づくりを進めます。 [福祉関係者] 社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、地域の交流機会づくりを支援します。 [市・社協] 親子がふれあう機会や子育て世代の交流の機会づくりを行います。
【基本目標4】 地域や福祉の担い手づくり	1) 既存の担い手への支援 2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり	地域の担い手づくり	[市民] 地域や福祉の担い手・リーダーの活動に関心を持ち、課題や問題などについて理解と認識を深めます。 [地域] 地域活動を通じて、地域活動や福祉活動の担い手を発掘・育成に取り組みます。 [福祉関係者] 地域で活動する担い手やリーダーが抱えている課題や問題を共有し、その解決策を検討します。 [市・社協] 地域や福祉の担い手の発掘・育成を図るとともに、市民が支援者となる仕組みの構築・充実を行います。
【基本目標5】 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化	1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実 2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化 3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実		[市民] 地域の見守りや声かけ活動に、一人ひとりができる範囲で参加・協力します。 [地域] 地域の様々な場や機会などを活用して、見守りや声かけ活動をしたり、支援が必要な人の情報や状況を把握します。 [福祉関係者] 専門機関などの役割や機能について理解や認識を深め、必要に応じて、専門機関などにつなぐなど、相談対応など積極的な連携を図ります。 [市・社協] 高齢者や障がい者、子育て、健康づくり、若者支援など、各種分野の相談窓口について、多様化・複化する相談内容に対応ができるよう、相談支援機能を充実させます。
【基本目標6】 権利擁護に関する取り組みの充実	1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実 2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応		[市民] 権利擁護の重要性などについて理解と認識を深めます。 [地域] 権利擁護の重要性、具体的な制度や事業などについて、理解と認識を深め、それぞれの活動に活かします。 [福祉関係者] 権利擁護の重要性、具体的な制度や事業などについて、理解と認識を深め、それぞれの活動に活かします。 [市・社協] 地域福祉権利擁護センターにおいて、関係者や専門家による検討会などを開催し、事業対象、機能や体制などの検討を進めます。
【基本目標7】 安全に安心して暮らせる環境づくり	1) 住みやすい生活環境の整備 2) 緊急時・災害時対策の充実 3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進		[市民] 日頃から防災に関する情報に気を配ります。 [地域] 地域における美化活動などを通じて、良好な住環境の確保に向けた取組みを実施します。 [福祉関係者] 地域において日頃からの見守りや声かけ活動を実施します。 [市・社協] 災害時等に支援が必要な人（避難行動要支援者）への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、個別支援プランの作成などに取組み、地域における支援体制づくりを行います。